

第51号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和50年足立区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を「。以下「法」という。」に、「記録又は登録を受けている者」を「記録されている者」に改める。

第5条第3項第1号中「若しくは身分証明書」を「又は身分証明書」に改め、「、又は外国人登録証明書」を削る。

第7条第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第7条第2号中「表わしているもの」を「表しているもの」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第8条第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合

にあつては、氏名及び通称)

第 8 条に次の 1 号を加える。

(7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記第 1 2 条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に改める。

第 1 5 条第 5 号を次のように改める。

(5) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）ため、登録されている印鑑が第 7 条第 1 項第 1 号に該当することになったとき。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定において、次の各号に掲げるものを除く事由による登録のまつ消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(1) 転出

(2) 死亡

(3) 法第 3 0 条の 4 5 の表の上欄に掲げる者ではなくなつたこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、区長が別に定める場合
付 則

1 この条例は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

2 この条例による改正後の足立区印鑑条例（以下「新条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に規定する住民票への移行がなされなかつた者に係る印鑑登録については、職権でまつ消するものとする。この場合において、登録のまつ消について、印鑑の登録を受けている者にこのこ

とを通知するものとする。

- 3 この条例による新条例の施行日前において現に印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録資格を有する者に係る印鑑登録事項について、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行による住民票への移行に伴い変更が生じた場合は、職権で当該事項を修正するものとする。

（提案理由）

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。